

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和7年8月27日（木）午後4時00分～午後5時05分

場所 小田原市役所 7階 第会議室

2 出席者氏名

1番委員 柳下正祐（教育長）

2番委員 益田麻衣子（教育長職務代理者）

3番委員 菱木俊匡

5番委員 齊藤修一

3 説明員等氏名

教育部長 菊地映江

文化部長 大木勝雄

教育部副部長 岡田夏十

教育部副部長 諏訪部澄佳

文化部副部長 湯浅浩

文化部副部長 門松忠輝

教育総務課長 安藤良徳

教育指導課長 松澤俊介

保健給食課長 吉澤太郎

生涯学習課長 萩宮康之

図書館長 竹縄謙史

その他関係職員

(事務局)

教育総務課係長 三浦慶太郎

4 議事

日程第1

報告第2号 事務の臨時代理の報告（小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例）について
(生涯学習課)

日程第2

報告第3号 事務の臨時代理の報告（小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例）について
(生涯学習課)

日程第3

報告第4号 事務の臨時代理の報告（小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例）について
(生涯学習課)

日程第4

報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原文学館条例の一部を改正する条例）について
(図書館)

日程第5

報告第6号 事務の臨時代理の報告（令和7年度小田原市一般会計補正予算）について
(教育部)

5 報告事項

(1) 通学区域の一部改正について (教育指導課)

(2) 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について (教育指導課)

6 議事等の概要

(1) 柳下教育長開会宣言

(2) 7月月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…5番 齊藤委員、2番 益田委員に決定

(4) 日程第1 報告第2号 事務の臨時代理の報告（小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例）について (生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは私から御報告申し上げます。

本市では、施設の使用料等について、一定の基準に基づいて受益者に負担いただく額を算定し、適正な料金設定とすることで、サービスの受益者である利用者と未利用者との負担の公平性を確保するとともに、適正な財源の確保を図ることを目的とし、受益者負担の適正化に係る取組を進めております。

参考資料1-1 「受益者負担の適正化（使用料及び手数料の見直し）について」を御覧ください。

1の概要ですが、平成30年4月に策定、令和5年4月に改訂した「受益者負担の在り方にに関する基本方針」に定めた算定方法となる原価算定方式に基づき、対象となる使用料等について、原則直近3か年の経費の調査を行った結果、使用料等のうち、現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額より少ないもの、90%未満のもの及び現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額を超えるもの、110%超のものについて、料金改定の方向性を検討しました。

次に、参考資料1-2の「受益者負担の在り方にに関する基本方針（抜粋）」を御覧ください。

こちらには、今回の算定方法に関する基本方針が示されておりますが、先ほど申し上げた原価とは、1ページに記載のございますとおり、施設におけるサービスの提供や施設の運営管理等に要する人件費及び、光熱水費や修繕費、清掃等の委託料などの物件費となっております。また、使用料の算定方法である原価算定方式とは、この原価に性質別分類による受益者負担割合を乗じて算定する方法のことでございます。

2ページ中段「性質別分類による受益者負担割合と施設例」を御覧ください。この算定方法は、施設の利用形態や機能に着目し、そのサービス内容を必然性と公益性の2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定したものでございます。区分が9つございまして、サービスの性質ごとに、必需的なものか選択的なものか、公益的なものか私益的なものかを分類し、受益者負担割合が設定されています。なお、小田原市生涯学習センター本館及び国府津学習館は、この左上Cに該当し、受益者負担の割合は50%となっております。

参考資料1-1にお戻りください。

1ページの「2 使用料の見直しに係る検討状況」ですが、生涯学習課所管施設である小田原市生涯学習センター本館及び国府津学習館においては、表中②の先ほどの御説明した算定方法で算定された額の直近3ヶ年の平均の額に対する、①の使用料相当徴収額の直近3ヶ年平均の額が、③の充足率で示されているとおり、それぞれ69%と23%であり、現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額より少ないもの、90%未満のものに該当したため、見直し対象施設として使用料について料金改定の方向性が検討された結果、原価に受益者負担割合を乗じた額、充足率100%になるように料金を改正するものの、激変緩和措置により、使用料の改定上限額を、現行の金額の1.5倍とすることとされました。

そのため、小田原市生涯学習センター条例の一部を改正し、施設使用料等を改定しようとするものでございます。

なお、生涯学習センター本館及び国府津学習館の利用に係る使用料につきましては、生涯学習センター本館においては昭和61年に、当時の行政改革の方針に基づく受益と負担の適正化の観点から、舞台とホールの使用料を改定しておりますが、国府津学習館については、昭和53年の開館以来、使用料の改定はしておりません。

また、今回の施設使用料等の改正に併せて、料金区分等の一部改正等も行っております。

生涯学習センター本館においては、施設使用料の施設区分のうち、ホールと舞台を別々の区分としておりましたが、現在、ホールと舞台は一体の施設として貸し出しを行っておりますので、これを見直し、ホールと舞台を統合した区分といたしました。

なお、本件につきましては、小田原市議会9月定例会において上程し、議会の承認が得られた場合は、10月から半年間の市民周知期間を設けた上で、令和8年4月に改定する予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(5) 日程第2 報告第3号 事務の臨時代理の報告（小田原市生郷土文化館条例の一部を改正する条例）について (生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは私から御報告申し上げます。

小田原市郷土文化館分館松永記念館につきましても、先ほど御説明申し上げた算定方法である原価算定方式に基づき、経費の調査を行った結果、受益者負担の適正化に向けた各施設等の使用料等の見直しを行う方向性が示されました。

参考資料1-2「受益者負担の在り方」に関する基本方針（抜粋）」を御覧ください。

2ページ中段「性質別分類による受益者負担割合と施設例」の表のうち、小田原市郷土文化館分館松永記念館は、この左上Cに該当し、受益者負担の割合は50%となっております。

次に参考資料1-1を御覧ください。

1ページの「2 使用料の見直しに係る検討状況」ですが、小田原市郷土文化館分館松永記念館においては、③の充足率が64%であり、現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額

より少ないもの、90%未満のものに該当したため、見直し対象施設として使用料について料金改定の方向性が検討された結果、原価に受益者負担割合を乗じた額、充足率100%になるように料金を改正するものの、激変緩和措置により、使用料の改定上限額を、現行の金額の1.5倍とすることとされました。

そのため、小田原市郷土文化館条例の一部を改正し、施設使用料を改定しようとするものでございます。

なお、今回使用料の見直しを行った郷土文化館分館松永記念館の利用に係る使用料については、昭和61年に、当時の行政改革の方針に基づく受益と負担の適正化の観点から、茶室の使用料を改定しております。

また、本件につきましても、小田原市議会9月定例会において上程し、議会の承認が得られた場合は、10月から半年間の市民周知期間を設けた上で、令和8年4月に改定する予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(6) 日程第3 報告第4号 事務の臨時代理の報告（小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例）について （生涯学習課）

○生涯学習課長 それでは私から御報告申し上げます。

小田原市尊徳記念館につきましても、先ほど御説明申し上げた算定方法である原価算定方式に基づき、経費の調査を行った結果、受益者負担の適正化に向けた各施設等の使用料等の見直しを行う方向性が示されました。

参考資料1-2「受益者負担の在り方」に関する基本方針（抜粋）」を御覧ください。

2ページ中段「性質別分類による受益者負担割合と施設例」の表のうち、小田原市尊徳記念館は、この左上Cに該当し、受益者負担の割合は50%となっております。

次に参考資料1-1を御覧ください。

1ページの「2 使用料の見直しに係る検討状況」ですが、小田原市尊徳記念館においては、③の充足率が30%であり、現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額より少ないものの、90%未満のものに該当したため、見直し対象施設として使用料について料金改定の方向性が検討された結果、原価に受益者負担割合を乗じた額、充足率100%になるように料金を改正するものの、激変緩和措置により、使用料の改定上限額を、現行の金額の1.5倍とすることとされました。

そのため、小田原市尊徳記念館条例の一部を改正し、施設使用料を改定しようとするものでございます。

なお、尊徳記念館の利用に係る使用料については、昭和63年の開館以来、改定しておりません。また、今回の改正に併せ、尊徳記念館の施設使用料につきましては、「午前・午後（午前9時～午後5時）」「午後・夜間（午後1時～午後9時30分）」「午前・午後・夜間（午前9時～午後9時30分）」の使用区分において、現行料金では、午前・午後・夜間のそ

それぞれの料金を足した金額に100円から1,200円を加算した額を設定してございましたが、生涯学習センターなど生涯学習課所管の他の施設使用料においてはこのような加算設定をしていないため、利用者の公平性に鑑みてこれを見直し、加算額を削除した使用料の1.5倍とすることといたしました。

なお、本件につきましても、小田原市議会9月定例会において上程し、議会の承認が得られた場合は、10月から半年間の市民周知期間を設けた上で、令和8年4月に改定する予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(7) 日程第4 報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原文学館条例の一部を改正する条例）について (図書館)

○図書館長 それでは私から御報告申し上げます。

小田原文学館につきましても、先ほど生涯学習課長が御説明申し上げた算定方法である原価算定方式に基づき、経費の調査を行った結果、受益者負担の適正化に向けた各施設等の使用料等の見直しを行う方向性が示されました。

参考資料1-2 「受益者負担の在り方」に関する基本方針（抜粋）」を御覧ください。

2ページ中段「性質別分類による受益者負担割合と施設例」の表のうち、小田原文学館は、この左上Cに該当し、受益者負担の割合は50%となっております。

参考資料1-1 を御覧ください。

1ページの「2 使用料の見直しに係る検討状況」ですが、小田原文学館においては、③の充足率が14%であり、現行料金が原価に受益者負担割合を乗じた額より少ない90%未満に該当したため、見直し対象施設として使用料について料金改定の方向性が検討された結果、原価に受益者負担割合を乗じた額、充足率100%にむけた料金改定を基本としつつ、激変緩和措置により、使用料の改定上限額を、現行の金額の1.5倍とすることとされました。

この検討結果を踏まえまして、小田原文学館条例の一部を改正し、文学館使用料であります観覧料を改定しようとするものでございます。

なお、小田原文学館の観覧料については、平成6年の本館の開館以降、平成10年に小田原文学館別館（白秋童謡館）の開館に合わせて一度だけ改定しております。

また、本件につきましても、小田原市議会9月定例会において上程し、議会の議決が得られた場合は、10月から半年間の市民周知期間を設けた上で、令和8年4月に改定する予定でございます。

以上で、報告を終わります。

(質疑・意見等なし)

○柳下教育長　日程第4まで終了いたしましたので、文化部関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(8) 日程第5　報告第6号　事務の臨時代理の報告（令和7年度小田原市一般会計補正予算）について
(教育総務課)

○教育部副本部長　それでは、私から御説明申し上げます。

9月1日に開会する市議会9月定例会へ提出する令和7年度小田原市一般会計補正予算につきまして、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

議案書をおめくりいただき、資料1ページ令和7年度小田原市一般会計補正予算概要を御覧ください。

はじめに、債務負担行為補正の1段目、外国語指導助手派遣委託料につきましては、小中学校及び幼稚園において実施している外国語指導助手ALTの派遣業務について、令和8年度の契約に先立ち、令和7年度中にプロポーザル形式による事業者選定を実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2段目のSTEAM教育支援委託料につきましては、資料2ページSTEAM教育支援委託料についてを御覧ください。

初めに、令和5年度から令和7年度までに実施してきた、小田原版STEAM教育について説明させていただきます。

STEAMは「S サイエンス」「T テクノロジー」「E エンジニアリング」「A アート」「M マスマティックス」の頭文字から生まれた言葉ですが、文部科学省では、「各教科での学習を、実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育」としております。小田原版STEAM教育は、この文部科学省の提唱する事業の主旨に立脚し、郷土小田原をフィールドに、生徒が身近な実社会の諸問題と出会い、その問題の解決のために教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的・創造的な活動を行うことで、よりよい社会を実現しようとする資質と能力を育てる学習でございます。

令和5年度は、モデル校の城山中学校で先行的に導入し、「小田原鋳物の魅力を知ってもらうにはどうすればよいか」というテーマで課題解決に向けた探求的な学びに取り組みました。生徒が考えた解決策を小田原鋳物の職人に伝え、学びの振り返りとしました。

令和6年度には4校で導入し、橋中学校では、地域の農家と連携して下中玉ねぎ農家の困りごとの解決策を考え、白山中学校では、観光課の職員を招き「小田原駅周辺の観光の魅力をもっと観光客に伝えるには」というテーマで探求しました。

令和7年度は6校で導入しています。本年度は3年目を迎え、中学校からは取組として評価を頂いている一方、令和8年度以降も継続的な支援を求める声も多い現状でございます。

小田原版S T E A M教育は、地元小田原に実在する問題に生徒が出会うとともに、その解決に向けて取り組んでいる地元の人々や企業と連携しながら、切実感をもってその解決策を考えていく学習で、その探究の過程では、解決に向けてどのように考え、解決策の創造をしたらよいのかという探究の仕方を習得していく学習であります。探究のプロセスの獲得こそ、小田原の目指す社会力、一人ひとりが充実した人生を送り、よりよい地域社会を創る力の育成につながると考えております。

補正予算案の説明に先立ち、3ページを御覧ください。参考資料「主権者教育事業の経緯と教育委員会の考え方について」を御説明いたします。

令和7年3月市議会定例会において、令和7年度当初予算修正案が可決されたため、令和7年度の新規事業として実施を予定していた主権者教育推進事業子ども議会実行委員会開催費は否決された形となりました。

主な理由として、①対象生徒が限定されること、②既存の類似事業の活用、③教育現場の負担増加への懸念等が挙げられました。教育委員会では、これらの指摘を踏まえ、校長会等と協議し検討を進めてまいりました。

その中で、教育委員会が考える主権者教育とは、政治参加力教育に重きを置くものではなく、文部科学省が作成した「『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」に示されている、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達の段階に応じて身に付けさせるものに基づく考え方であり、あえて言い換えるとすれば、市民力教育の育成を図るものであることから、小田原市教育大綱が目指すよりよい地域社会をつくる、社会力の育成につなげて実施するとの結論に至りました。

市民力教育としての主権者教育は、現在市内小中学校で、特別活動や総合的学習の時間、各教科などで既に取り組まれています。例えば、小田原版S T E A M教育は、中学生が主体的に地域の問題解決に取り組んでその成果を発表する取組であり、主権者教育の目的と重なる部分も大いにあると捉えております。これらのことと踏まえ、既存の教育活動を生かしながら実施してまいります。

次に、1 概要ですが、旧主権者教育推進事業を3つの構成要素に分け、それぞれについて既存の取組を活用して実施してまいります。

2ページの上段を御覧ください。先述のとおり、教育委員会が目指す主権者教育を、政治参加力教育ではなく、市民力教育と定義いたします。

なお、これは、教育活動を推進する上での定義ですので、例えば選挙管理委員会等が行う投票行動への啓発などの、政治参加力促進を否定したり、矛盾するものではございません。

次に、2 事業要素の再編成案ですが、旧主権者教育推進事業を構成していた市政の学習と子ども議会について、3つの要素に分割し、それぞれを既存事業の中で再構成したものです。市政の学習につきましては、(1) 地域を知るための教材・学びの場の提供へ、子ども議会につきましては、(2) 小田原版S T E A M教育の継続支援事業と(3) 意見の共有という形に再編いたしました。具体的な事業開始ですが、令和8年度を想定しています。

次に、3 事業内容を御覧ください。

(1) 地域を知るための教材・学びの場の提供についてですが、出前授業や施設見学など、小中学校では、市の人材や施設を活用する学習をこれまでも行っています。しかし、それらの情報は学校単位で活用されていることが多く、情報の共有がなされていない現状もあります。市の各所管課に照会を行い、学校が活用できるように教育指導課が情報をまとめてリスト化し、学校教育に小田原市の力を積極的に生かせるようにします。

現在、庁内の関係所管課に照会をおこなっており、これを取りまとめて、9月を目途に各小中学校に提供し、令和8年度以降の活用に備えます。

次に、(2) 小田原版S T E A M教育の着実な実施についてですが、項目ア 導入支援事業のとおり、現在実施している小田原版S T E A M教育の導入支援事業は、令和7年度をもって全11校への導入が完了いたします。中学校からは取組として評価を頂いている一方、令和8年度以降も継続的な支援を求める声も多く、校長会からも強い要望として出されています。旧主権者教育推進事業の要素も加味して再構成の上で、小田原版S T E A M教育を着実に実施するためには、当面、継続的な支援を実施する必要があると考えています。

そこで、項目イ 継続支援事業のとおり、小田原版S T E A M教育の着実な実施のため、全中学校11校を対象に、概ね3年間を目途に、外部連携（地域団体や企業等）分野を中心に、継続支援を行いたいと考えております。

ここで、3年間としましたのは、中学校では、学年担当の教員が持ち上がりとなっていることが多いことから、全ての学年に隈なく小田原版S T E A M教育が浸透するためには、3年間をスパンとすることが適当であると考えたからでございます。

次に、(3) 意見の共有についてですが、限定された生徒のみが参加する子ども議会ではなく、4ページのアとして各中学校で行う小田原版S T E A M教育の学習のまとめを発表する場に、市長や担当部局が訪問し、生徒の意見等を直接聞く機会を設けます。イとして生徒からの意見は、市の施策や他の市民要望等とも擦り合わせ、多角的に検討したうえで、確度を高め、必要に応じて所管課で予算化に向けて検討していきたいと考えております。

また、ウとして現在、小田原版S T E A M教育の導入支援を受けている6校については、パイロット事業として、今年度末に市長や担当部局及び外部連携の関係者に対して学習のまとめを報告する機会を設ける予定です。

次に、4 児童生徒への効果についてですが、児童生徒への効果としては、次の3点を想定しております。

ア 身近な地域の諸課題に直接アクションを起こし、実体感を伴う学びを行うことで、主権者としての意識を高め、社会の一員であるという自覚につながる。

イ 多様な他者と関わり、協働して活動するよさを感じる。

ウ 自分の考えた解決策などをアウトプットすることで、解決策を生活や社会に実装する、表現力・創造力・実行力が育成される。

これらの効果については、冒頭でも申し上げましたとおり、小田原市教育大綱が目指す、よりよい地域社会をつくる社会力の育成につながるものと考えております。

この参考資料「主権者教育の今後の方向性について」については、8月8日市議会厚生文教常任委員会に報告をしたもので、この方向性を踏まえ、具体的な事業費の予算計上につ

いて調整してきましたが、市議会厚生文教常任委員会への報告を踏まえ、今回補正予算を計上するものでございます。

資料2ページにお戻りください。

1 事業概要でございますが、郷土小田原をフィールドに、生徒が身近な地域課題と出会い、その解決のために、各教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的・創造的な活動を行うことで、よりよい社会を実現しようとする資質と能力を育む、小田原版STEAM教育は、小田原市教育大綱が目指す社会力の育成に繋がるものでありますことから、着実に実施するために必要な支援を継続して行うものでございます。

2 経緯でございますが、小田原版STEAM教育は、令和5年度から令和7年度まで、段階的に中学校で導入支援を実施し、生徒たちの主体的な学習に効果を上げているところでございます。

当初は、令和8年度以降は各校で自走することを念頭に進めておりましたが、学校から、本事業は地域課題を対象とするため外部との連携が必須であり、連携対象の選定や調整が教職員の新たな負担となることから、事業者による支援なしでの事業実施は困難であるとの強い要請を受けております。また、本事業は、市民力教育と重なる部分が大きいにありますことから、令和8年度以降は、学習から得られた意見や提案を、生徒が市や外部連携関係者に直接伝える機会を設けるなど、アウトプットの要素を強化した形で実施することといたしました。これらを踏まえ、担当教員の持上りも考慮し、事業が定着するまでの3年間について、全ての市立中学校で着実に小田原版STEAM教育を実施するために必要な支援を行うものでございます。

3 業務内容については、記載のとおりでございます。

4 予算額につきましては、令和7年度から令和10年度までの債務負担行為を設定し、令和8年度から令和10年度まで各年度754万9千円、総額2,264万7千円を予算計上したものでございます。令和7年度は、契約のみのため予算計上額はございません。

以上で、教育部所管の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○益田委員 この事業者による支援ということに対しての予算ということだと思うのですけど、この事業者というのは具体的にどういった事業者になるのでしょうか。

○教育指導課長 現在、市内中学校の方で事業支援というのは、キュリオスクールという会社の方で、各学校で行う探究学習の授業の方に直接スタッフとして入っていただいています。また、学習の計画ですか、外部連携の連絡調整というところも担っていただきまして、教職員が一緒に並走しながらですけれども授業も含めて、事業者の方にやっていただいております。

○益田委員 各学校11校で行うということですけど、そこに対して全部入り込んで、事業者が一緒にやっていくということでしょうか。イメージが湧きにくいのですが、小田原版と

言いつつも、小田原の事業者ではない方が、地域の方とうまく連携していけるのかというところが、心配な面もあります。

○教育指導課長 キュリオスクールさんですけれども、小田原市以外にも高校等で、こうした探究学習の支援も行っているところで、学習のプロセスを組んでいくというところは、専門的にやっていらっしゃるところです。

実際に地域というところでは、白山中学校では駅の魅力ある駅づくりということで、小田急さんですか、後は、住み続けたい街ということで、市の企画政策課、災害に強いまちづくりということで、防災対策課といった市の所管課との連携等もございます。

どういったところと連携していくかというところは、学校の先生とも生徒から出された意見をもとに、一緒に協議しながら決めていくような形になりますので、小田原に居るか居ないかというところですと、拠点は違いますけれども、情報共有をしながらどのようなところが適しているかを見定めながら連携をしているところです。

○教育部長 若干補足をさせてもらいますと、今の事業者は前回のプロポーザルで決定した事業者になりました、導入支援ということで3年間やっていただきました。

最初が1校、次が4校、今年が6校で終わりになります。プロポーザルの期限がここで切れますので、予算が成立しましたら、今年度中に改めてプロポーザルを実施した上で、業者の方を決定して、来年度に向けて準備を進めてまいります。

益田委員の御心配のように、より良い業者さんに手を挙げていただけるかもしれませんし、既存の方が引き続きかもしれません、そこは今後プロポーザルの中で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○斎藤委員 御説明ありがとうございます。取組としては、素晴らしい取組ですし、小田原版ということで、他の地域にはできないユニークなSTEAM教育を行っているということなので、地域の市民の方にお伝えしていくのも大事だとは思うのですけど、要するにSTEAM教育をやって終わりではなくて、やったことの成果や、気づいた何か成功モデルがあるのであれば、それがどこまで予算に組み込まれているかですけど、やはり伝えていく、マーケティングの方にもつなげていく必要性があると思います。その予算がこの金額の中に含まれているかどうかは分からぬのですけど、行政全体でもいろいろな方針がありますし、義務教育のネットワークもあるので、そこまで伝えていくプロセスがしっかりと踏まれていくと良いなと感じました。

○教育指導課長 斎藤委員がおっしゃられたように、アウトプットの部分を強化して、授業の方をさらにバージョンアップしていくというところですけれども、市の所管が訪問してという御説明もいたしましたが、より活動の内容の報告とか共有というところも、バージョンアップして広げていきたいと思っております。

取組の様子や子どもの声というところが、大変成果が見られているので、そうしたところをいろいろな方と共有して生かしていきたいと考えています。

○益田委員 主権者教育についてなのですが、まだ腑に落ちてないのですが、これは主権者教育をSTEAM教育の中でやっていくという捉え方で良いでしょうか。

主権者教育（市民力教育）を全校でやるということではなくて、各学校でS T E A M教育の題材の中の一つとして、市民力教育を選ぶ学校が出てくるという捉え方ということでしょうか。

○**教育指導課長** 市民力教育をテーマとして取り上げるということではなく、先ほど副部長の説明にもありましたとおり、文部科学省の示している主権者として求められる力は、小田原市の中で取り組んでいる社会力の育成とつながるものがあると思っております。

子どもたちは他者と関わりながら、地域課題等を主体的に取り組み、社会の構成の一員として学んでおりますので、各教科やいろいろな活動の中でそうしたものは培われていると思うのですが、特に、小田原版S T E A M教育がその部分を取り組んでおりますので、その取組の充実をもって、市民力教育という部分をより強化していくところになります。

○**柳下教育長** 参考資料3ページに、下線が引いて書いてありますが、主権者教育の捉え方が肝心です。政治に関することや選挙とかも一部ですけれども、それよりも根幹にあるのは、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力、発達の段階に応じてそれを身に付けさせるということです。

地域のことを自分たちがどうしたら良いかということを考えて、具体的に進めていくのかを学ぶことが、主権者教育の根本の力につながるものと解釈しています。

（その他質疑・意見等なし）

(9) 報告事項(1) 通学区域の一部改正について

(教育指導課)

○**教育指導課長** それでは、私からご説明申し上げます。

本案件は、本日付け施行されました小田原市学区審議会からの答申を踏まえ、小学校及び中学校の学区を改正するものです。

改正後の学区につきましては、参考資料1-1 小学校の通学区域、及び参考資料1-2 中学校の通学区域に示しております。改正の内容については、2点ございます。

1点目は、工業跡地の開発に伴うもの。2点目は、平成30年3月26日付告示第4号「市立の小学校及び中学校の通学区域」によりまして、誤って変更された通学区域を告示前の通学区域に改めるものです。

2点目について、背景を補足説明いたします。平成30年3月26日付告示第4号「市立の小学校及び中学校の通学区域」、この告示の以前は、通学区域は地番の表記で定められておりました。そのため、住宅開発や土地の分筆などにより、新しい地番ができるたびに、学区の割り振りと告示を行う必要がありました。実務上の学区の確認は、学区境を線引きした明細地図を用いておりまして、新しい地番が地図上でどこの学校の通学区域に属するかを確認の上、当該地番の指定学校を定めておりました。

このため、平成30年3月26日付告示第4号市「立の小学校及び中学校の通学区域」にて、地図そのものを告示事項として学区として定めたものです。この時の地図に地番表記で定められていた通学区域と差異が生じた箇所がありましたため、改正をするものです。

具体的な修正箇所について御説明いたします。参考資料1-3 通学区域改正箇所を御覧ください。

1 工業跡地の開発に伴う改正につきましては、工業跡地のうち、南側が住宅地として開発されましたため、地元自治会の要望に沿う形で、住宅地一帯を東富水小学校・和泉中学校の通学区域とするものです。

2 平成30年3月26日付国示第4号市立の小学校及び中学校の通学区域につきましては、誤って変更された通学区域の修正について記載しています。修正箇所は全部で15箇所あります。そのうち住宅等がある箇所が7箇所、田畠や山林など住宅等がない場所が8箇所でございました。

住宅等がある7箇所のうち、資料2ページ目、下府中小学校、国府津小学校、酒匂小学校、鴨宮中学校、国府津中学校、酒匂中学校の境界、こちらが最も大きく修正しております。本来小八幡四丁目や国府津一丁目の字境が境界となっているべきところが誤っておりました。

こちらについては、誤った通学区域を参考に、転居された御家庭に、来年度小学校に入学予定のお子さんがいらっしゃるため、指定変更にて希望される学校に通学できるよう配慮する予定です。

また、当該区域に居住している小中学生が13名おりまして、この13名全員が酒匂小学校及び酒匂中学校に通学しています。平成30年3月26日付の告示第4号市立の小学校及び中学校の通学区域とは異なっているものの、今回の改正にて、酒匂小学校及び酒匂中学校の通学区域となることから、影響はないものと判断しております。

その他の修正箇所にお住まいの児童・生徒はいないため、今回の改正による影響はございません。説明は以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(10) 報告事項(2) 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

(教育指導課)

○教育指導課長 それでは、私から御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。1背景および目的についてですが、本案件は一部の学校で指定学校の変更による児童生徒の増員のため。教室の不足等の問題が生じていることから、小田原市学区審議会からの答申を踏まえ、指定学校の変更基準等を見直すため、小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱(参考資料2-1)、及び小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱(参考資料2-2)を改正するものでございます。

2 改正の内容は、大きく2点ございます。1つ目は、指定学校の変更の不承認または区域外就学の不承諾の理由に、「学校運営に支障をきたす等の事由」を追加するものです。

2つ目は、支点変更の事由のうち、「転居」及び「兄弟姉妹同一校通学」による事由について、現在卒業までとしております許可期間を変更するものです。許可期間は、小学校1年

生から4年生までの転居の事由による期間を学年末まで、小学校5年生6年生及び中学生の期間を、それぞれの卒業までとしています。

学年で期間の異なる理由は、児童生徒の発達段階に応じた指導や、各教科の学習の内容のつながりに対して、一定の配慮が必要となると判断したためです。今後の予定ですが、本案件が市民の権利の制限となることから、パブリックコメントにて意見公募を行います。その後、要綱改正について公表し、令和8年4月から施行する予定とします。説明は以上でございます。

(質疑・意見等)

○斎藤委員 (1)と(2)の改正の背景とか理由は別々に切り分けて考えてよろしいですか。要するに、(1)の不承諾にしたその有効性を、(2)で担保するという話ではなくて、(1)と(2)は別で、不承諾の理由は追記するけれど、(2)は承諾したものに対して有効期間が長くなるという理解でよろしいですか。

○教育指導課長 今回進めてまいりました学区審議会の方で、まず1点目の(1)の部分を課題として御審議いただいた中で、本市の指定変更の許可期間について、他の自治体に比べて卒業までとしている小田原市の基準について委員の方から御意見等もございました。

実際に指定変更する中で、低学年の段階で転居をして、長く学区外から通っていらっしゃるような実態もございましたので、災害時の引き取りの安全性や普段の通学の部分というところも検討しまして、児童生徒の安全面等を鑑み、(2)を追加して御審議いただいたという流れになります。

(その他質疑・意見等なし)

7 柳下教育長閉会宣言

令和7年9月24日

柳下教育長

署名委員（斎藤委員）

署名委員（益田委員）